

第 60 号議案

神戸市道路公社の事業変更について同意する件

神戸市道路公社が道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第10条第2項第5号及び第11条第2項第2号に掲げる事項を変更することについて同法第10条第4項及び第11条第4項の許可を受けるに当たり、道路管理者である神戸市に対して、同法第16条第1項の規定により同公社から次のとおり同意を求められたので、これに同意する。

令和4年9月14日提出

神戸市長 久 元 喜 造

道路管理者 神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市道路公社

理事長 三 島 功 裕 ㊟

六甲有料道路事業等の変更許可申請の同意について

六甲有料道路事業、六甲北有料道路事業及び六甲北有料道路 2 期事業の一部を下記のとおり変更することについて、道路整備特別措置法（昭和31年法律第 7 号）第10条第 4 項及び同法第11条第 4 項の規定により国土交通大臣の許可を受けたいので、同法第16条第 1 項の規定により、あらかじめ、同意を求めます。

記

料金を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1)改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2)改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3)改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(2) 障害者割引については、以下のとおりとする。</p> <p>イ 割引を適用する自動車 <u>身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱（昭和 48 年 9 月 27 日厚生省発児第 156 号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙）の定めるところにより交付されている療育手帳（以下「手帳」という。）</u>に、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 14 条に基づく福祉に</p>	<p>(2) 障害者割引については、以下のとおりとする。</p> <p>イ 割引を適用する自動車 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 14 条に基づく福祉に関する事務所（市町村及び特別区が設置したものに限る。）又は当該事務所を設置していない町村において、<u>身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱（昭和 48 年 9 月 27 日厚生省発児第 156 号厚生事務次官通知</u></p>

改正後	改正前
<p>関する事務所（市町村及び特別区が設置したものに限る。）若しくは当該事務所を設置していない町村又は会社及び他の有料道路事業者が共同で設ける申込窓口において、以下の（イ）又は（ロ）の要件を満たすものとして、神戸市道路公社が別に定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等必要事項の記載の手続きがなされた自動車</p> <p>（イ） 手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車（営業用の自動車を除く。）で、神戸市道路公社が別に定めるもの</p> <p>（ロ） 手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を持つ者として身体障害者福祉法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 15 号）別表第 5 号に定める障害の等級又は「療育手帳制度の実施について（昭和 48 年 9 月 27 日児発第 725 号厚生省児童家庭局長通知）」の第三に定める障害の程度に基づき神戸市道路公社が別に定める者（以下「重度障害者」という。）が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者又はその親族等が所有する（これらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあつては当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する）自動車（営業用の自動車を除く。）で、神戸市道路公社が別に定めるもの</p> <p>なお、上記自動車が E T C システム（有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成 11 年 8 月 2 日建設省令第 38 号。以下「省令」という。）第 1 条に規定する有料道路自動料金収受システムをいう。以下同じ。）を利用して無線通信により料金所を通行し、通行料金の納付を行おうとする場合は、神戸市道路公社が別に定めるところにより事前に登録がなされた、E T C カード（省令第 2 条第 2</p>	<p><u>「療育手帳制度について」</u>の定めるところにより交付を受けている療育手帳（以下「手帳」という。）に、以下の（イ）又は（ロ）の要件を満たすものとして、神戸市道路公社が別に定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等必要事項の記載の手続きがなされた自動車</p> <p>（イ） 手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車（営業用の自動車を除く。）で、神戸市道路公社が別に定めるもの</p> <p>（ロ） 手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を持つ者として身体障害者福祉法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 15 号）別表第 5 号に定める障害の等級又は「療育手帳制度の実施について（昭和 48 年 9 月 27 日児発第 725 号厚生省児童家庭局長通知）」の第三に定める障害の程度に基づき神戸市道路公社が別に定める者（以下「重度障害者」という。）が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者又はその親族等が所有する（これらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあつては当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する）自動車（営業用の自動車を除く。）で、神戸市道路公社が別に定めるもの</p> <p>なお、上記自動車が E T C システム（有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成 11 年 8 月 2 日建設省令第 38 号。以下「省令」という。）第 1 条に規定する有料道路自動料金収受システムをいう。以下同じ。）を利用して無線通信により料金所を通行し、通行料金の納付を行おうとする場合は、神戸市道路公社が別に定めるところにより事前に登録がなされた、E T C カード（省令第 2 条第 2</p>

改正後	改正前
<p>項の規定に基づき東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社が公告したE T Cシステム利用規程（以下「利用規程」という。）第3条第1号に規定するE T Cカードをいう。以下同じ。）と車載器（利用規程第3条第1号に規定する車載器をいう。以下同じ。）をともに使用する場合に限る。</p> <p><u>また、上記（イ）又は（ロ）の要件を満たす自動車以外の自動車であっても、神戸市道路公社が別に定めるものについては、神戸市道路公社が別に定めるところにより本割引を適用するものとする。ただし、当該自動車がE T Cシステムを利用して無線通行により料金所を通行し通行料金の支払を行おうとする場合は、神戸市道路公社が別に定める方法により通行する場合に限る。</u></p> <p>ロ 割引率 料金の割引率は、50%以下とする。</p> <p>ハ 実施期日 <u>神戸市道路公社が別に定める日から実施し、それまでの間は従前のおりとする。</u></p> <p>注）神戸市道路公社が別に定めるとは、「有料道路における障害者割引措置実施要領」をいう。</p>	<p>項の規定に基づき東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社が公告したE T Cシステム利用規程（平成18年10月25日。以下「利用規程」という。）第3条第1号に規定するE T Cカードをいう。以下同じ。）と車載器（利用規程第3条第1号に規定する車載器をいう。以下同じ。）をともに使用する場合に限る。</p> <p>ロ 割引率 料金の割引率は、50%以下とする。</p> <p>注）神戸市道路公社が別に定めるとは、「有料道路における障害者割引措置実施要領」（平成15年7月30日）をいう。</p>

道路管理者 神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市道路公社

理事長 三 島 功 裕 ㊟

西神戸有料道路事業の変更許可申請の同意について

西神戸有料道路事業の一部を下記のとおり変更することについて、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第10条第4項の規定により国土交通大臣の許可を受けたいので、同法第16条第1項の規定により、あらかじめ、同意を求めます。

記

料金を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1)改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2)改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3)改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(3) 障害者割引については、以下のとおりとする。 イ 割引を適用する自動車 <u>身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱（昭和 48 年 9 月 27 日厚生省発見第 156 号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙）の定めるところにより交付されている療育手帳（以下「手帳」という。）に、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 14 条に基づく福祉に関する事務所（市町村及び特別区が設置したものに限る。）若しくは当該事務所</u>	(3) 障害者割引については、以下のとおりとする。 イ 割引を適用する自動車 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 14 条に基づく福祉に関する事務所（市町村及び特別区が設置したものに限る。）又は当該事務所を設置していない町村において、 <u>身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱（昭和 48 年 9 月 27 日厚生省発見第 156 号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」）の定めるところにより交付を受けている療育手帳</u>

改正後	改正前
<p>を設置していない町村又は会社及び他の有料道路事業者が共同で設ける申込窓口において、以下の（イ）又は（ロ）の要件を満たすものとして、神戸市道路公社が別に定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等必要事項の記載の手続きがなされた自動車</p> <p>（イ） 手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車（営業用の自動車を除く。）で、神戸市道路公社が別に定めるもの</p> <p>（ロ） 手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を持つ者として身体障害者福祉法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 15 号）別表第 5 号に定める障害の等級又は「療育手帳制度の実施について（昭和 48 年 9 月 27 日児発第 725 号厚生省児童家庭局長通知）」の第三に定める障害の程度に基づき神戸市道路公社が別に定める者（以下「重度障害者」という。）が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者又はその親族等が所有する（これらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあつては当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する）自動車（営業用の自動車を除く。）で、神戸市道路公社が別に定めるもの</p> <p>なお、上記自動車が E T C システム（有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成 11 年 8 月 2 日建設省令第 38 号。以下「省令」という。）第 1 条に規定する有料道路自動料金収受システムをいう。以下同じ。）を利用して無線通信により料金所を通行し、通行料金の納付を行おうとする場合は、神戸市道路公社が別に定めるところにより事前に登録がなされた、E T C カード（省令第 2 条第 2 項の規定に基づき東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速</p>	<p>（以下「手帳」という。）に、以下の（イ）又は（ロ）の要件を満たすものとして、神戸市道路公社が別に定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等必要事項の記載の手続きがなされた自動車</p> <p>（イ） 手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車（営業用の自動車を除く。）で、神戸市道路公社が別に定めるもの</p> <p>（ロ） 手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を持つ者として身体障害者福祉法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 15 号）別表第 5 号に定める障害の等級又は「療育手帳制度の実施について（昭和 48 年 9 月 27 日児発第 725 号厚生省児童家庭局長通知）」の第三に定める障害の程度に基づき神戸市道路公社が別に定める者（以下「重度障害者」という。）が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者又はその親族等が所有する（これらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあつては当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する）自動車（営業用の自動車を除く。）で、神戸市道路公社が別に定めるもの</p> <p>なお、上記自動車が E T C システム（有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成 11 年 8 月 2 日建設省令第 38 号。以下「省令」という。）第 1 条に規定する有料道路自動料金収受システムをいう。以下同じ。）を利用して無線通信により料金所を通行し、通行料金の納付を行おうとする場合は、神戸市道路公社が別に定めるところにより事前に登録がなされた、E T C カード（省令第 2 条第 2 項の規定に基づき東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速</p>

改正後	改正前
<p>道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社が公告したE T Cシステム利用規程（以下「利用規程」という。）第3条第1号に規定するE T Cカードをいう。以下同じ。）と車載器（利用規程第3条第1号に規定する車載器をいう。以下同じ。）をともに使用する場合に限る。</p> <p><u>また、上記（イ）又は（ロ）の要件を満たす自動車以外の自動車であっても、神戸市道路公社が別に定めるものについては、神戸市道路公社が別に定めるところにより本割引を適用するものとする。ただし、当該自動車がE T Cシステムを利用して無線通行により料金所を通行し通行料金の支払を行おうとする場合は、神戸市道路公社が別に定める方法により通行する場合に限る。</u></p> <p>ロ 割引率 料金の割引率は、50%以下とする。</p> <p>ハ 実施期日 <u>神戸市道路公社が別に定める日から実施し、それまでの間は従前のおりとする。</u></p> <p>注）神戸市道路公社が別に定めるとは、「有料道路における障害者割引措置実施要領」をいう。</p>	<p>道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社が公告したE T Cシステム利用規程（平成18年10月25日。以下「利用規程」という。）第3条第1号に規定するE T Cカードをいう。以下同じ。）と車載器（利用規程第3条第1号に規定する車載器をいう。以下同じ。）をともに使用する場合に限る。</p> <p>ロ 割引率 料金の割引率は、50%以下とする。</p> <p>注）神戸市道路公社が別に定めるとは、「有料道路における障害者割引措置実施要領」（平成15年7月30日）をいう。</p>

理 由

道路整備特別措置法第 16 条第 2 項の規定により、議会の議決を経る必要があるため。

(参 考)

道路整備特別措置法 ぬきがき

(地方道路公社の行う一般国道等の新設又は改築)

第10条 地方道路公社は、一般国道（その新設又は改築が当該一般国道の存する地域の利害に特に関係があると認められるものに限る。）、都道府県道又は市町村道（これらの道路のうち、第12条第1項に規定する道路網を構成している道路を除き、高速道路以外の道路にあつては当該道路の通行者又は利用者がその通行又は利用により著しく利益を受けるものに限る。）について、道路法第12条、第15条、第16条第1項若しくは第2項本文、第17条第1項から第3項まで若しくは第88条第2項の規定又は同法第16条第2項ただし書若しくは第19条第1項の規定に基づき成立した協議（同法第16条第4項又は第19条第4項の規定により成立したものとみなされる協議を含む。）による管理の方法の定めにかかわらず、国土交通大臣の許可を受けて、当該道路を新設し、又は改築して、料金を徴収することができる。

2 地方道路公社は、前項の許可を受けようとするときは、設計図その他国土交通省令で定める書面を添付して、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

(1)～(4) [略]

(5) 料金

(6) [略]

3 [略]

4 地方道路公社は、第1項の許可を受けた後、第2項第1号、第2号、第5号又は第6号に掲げる事項を変更しようとするときは、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

5～7 [略]

(地方道路公社の行う料金の徴収の特例)

第11条 地方道路公社は、前条第1項の許可（同条第4項の許可を含む。以下同じ。）を受けて料金を徴収している2以上の道路につき、次に掲げる要件に適合する場合には、国土交通大臣の許可を受けて、これらの道路を1の道路として料金を徴収することができる。

(1) 当該2以上の道路が、通行者又は利用者が相当程度共通であり、又は相互に代替関係にあることにより、交通上密接な関連を有すると認められること。

(2) 当該2以上の道路についての料金の徴収を一体として行うことが適当であると認められる特別の事情があること。

2 地方道路公社は、前項の許可を受けようとするときは、国土交通省令で定める書面を添付して、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

(1) [略]

(2) 料金

(3) [略]

3 [略]

4 地方道路公社は、第1項の許可を受けた後、第2項第2号又は第3号に掲げる事項を変更しようとするときは、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

5、6 [略]

(道路管理者の同意等)

第16条 地方道路公社は、第10条第1項の許可、第11条第1項の許可（同条第4項の許可を含む。以下同じ。）、第12条第1項の許可、第13条第1項の認可又は前条第1項の許可（同条第4項の許可を含む。以下同じ。）を受けようとするときは、あらかじめ、当該許可又は認可に係る道路の道路管理者（国土交通大臣である道路管理者を除く。）の同意を得なければならない。

2 道路管理者は、前項の同意をしようとするとき（第12条第2項第2号の工事実施計画又は第13条第2項第2号の料金若しくは同項第3号の料金の徴収期間について同意をしようとするときを除く。）は、あらかじめ、道路管理者である地方公共団体の議会の議決を経なければならない。